

SNS・Web広告による県政情報の発信業務に関する質問及び回答について

質問1

・前回業務委託分のバナー等のビジュアルを見せて頂く事は可能になりますでしょうか。

回答1

前回バナー（クリエイティブ）のサンプルは次のとおりです。



詳しくは三重県庁HPで!



質問2

・前回業務委託時質問した際、本業務に必要なアカウント開設は業務委託範囲とのことでした。今回は昨年度分の業務委託で使用致しましたアカウントを使用することは可能でしょうか。もしくは開設も業務委託範囲になりますでしょうか。

回答2

業務委託仕様書（5 業務の内容（1））のとおり、本事業に必要なアカウント開設は業務委託範囲として実施してください。（三重県公式アカウントがあるものは配信に使用可）